

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年10月17日 12時00分ごろ
発生場所	和歌山県由良町白崎西方沖 紀伊海鹿島灯標から真方位264° 1,300m付近 （概位 北緯33° 58.6′ 東経135° 02.8′）
インシデントの概要	プレジャーヨットRAGTIMEは、航海中、主機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年10月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット RAGTIME、5トン未満（長さ8.46m） 240-17638兵庫、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力11.80kW、回転数 毎分3,400、2気筒、ボア75mm、使用燃料軽油、昭和60年 3月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、機走により約5ノットの対地速力で北進中、主機の警報盤で冷却海水高温警報が鳴った。</p> <p>船長は、機関室に入り主機を停止して点検を行ったところ、‘主機のクランク軸端から機付冷却海水ポンプへ駆動力を伝達するVベルト’（以下「本件ベルト」という。）が緩んで、同ポンプが駆動していないことが分かったものの、風が強まり岸に向かって流される危険性がでてきたので、自力航行を諦めて118番通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁から要請を受けて来援した水難救済会所属船に最寄り港にえい航された後、機関整備会社担当者が本件ベルトの張力を調整した。</p> <p>船長は、本インシデント発生2日前、機関故障が発生し、機関整備会社担当者の説明をもとに自身で機付冷却海水ポンプと付属プーリを交換した際、本件ベルトを張りすぎないように同ポンプの固定ボルトを調整していたものの、張りが弱かったか主機の運転開始した後に本件ベルトが緩んだものと思った。</p>
分析	本船は、船長が、自身で機付冷却海水ポンプ等を交換し、本件ベル

	<p>トを固定ボルトで調整した後の航行中、本件ベルトに滑りが生じ、同ポンプが吸水不能となって主機が過熱した際に、船長が気象の悪化による二次災害の発生を恐れてVベルトを調整することを断念したことから、運航不能になったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、船長が、自身で機付冷却海水ポンプ等を交換し、本件ベルトを固定ボルトで調整した後の航行中、本件ベルトに滑りが生じ、同ポンプが吸水不能となって主機が過熱した際に、船長が気象の悪化による二次災害の発生を恐れてVベルトを調整することを断念したため、発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自身で機関を整備している船長等は、各種Vベルトを交換した際、慣らし運転を行ってVベルトを十分に馴染ませた後にVベルトの張力を点検し、必要に応じて張力の再調整を行うこと。</li> </ul>